

議案第16号

新居浜市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年2月21日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市都市公園条例の一部を改正する条例

新居浜市都市公園条例（昭和51年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

中萩きらきら公園	多目的人工芝グラウンド照明施設
----------	-----------------

」を

「

中萩きらきら公園	多目的人工芝グラウンド照明施設
東浜公園	多目的芝生広場照明施設

」に改める。

別表第2中

「

有料公園 施設を利 用する場 合	多目的人工芝グラウンド照明施設	日没から21時まで 回 500円
	多目的広場照明施設	日没から21時まで 回 100円
	音楽堂照明施設	日没から21時まで 回 70円
	野外ステージ照明施設	日没から21時まで 回 30円

」を

「

有料公園 施設を利 用する場 合	多目的人工芝グラウンド照明施設	日没から21時まで 回 500円
	多目的芝生広場照明施設	日没から21時まで 回 300円
	多目的広場照明施設	日没から21時まで 回 100円
	音楽堂照明施設	日没から21時まで 回 70円
	野外ステージ照明施設	日没から21時まで 回 30円

」に

改め、同表備考第1項中「使用料の額」を「使用料の額（有料公園施設を利用する場合の使用料の額を除く。）」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新居浜市都市公園条例の規定中多目的芝生広場照明施設の利用に係る使用料に関する部分は、平成23年5月1日以後の当該施設の利用に係る使用料について適用する。

#### 提案理由

東浜公園の完成に伴い、同公園の多目的芝生広場照明施設を有料公園施設として管理するとともに、当該施設の使用料を定めるため、本案を提出する。